

## 船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第209号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月8日 12時30分ごろ	
発生場所	山口県柳井市沖の大 <sup>やおぼたけ</sup> 島瀬戸 周防大島町所在の大 <sup>おおいそ</sup> 磯灯台から真方位255°550m付近 (概位 北緯33°57.2′ 東経132°10.3′)	
事故等調査の経過	平成23年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 うるめ、136トン 141254、月星海運株式会社、株式会社コマツマリン B バージ うるめ一号、不明 なし、所有者不明	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首船底に損傷 B 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約5.0m、船尾約5.2mの喫水で、無人で鋼材約1,870tを積載して船首約4.0m、船尾約4.2mとなったB船を押して（以下「A船押船列」という。）大島瀬戸を北進した。 A船は、大きく右転する変針予定場所付近を航行中、前方の漁船に意識を向けて航行し、大角度の右転ができずにいたところ西流の潮流により圧流され、平成23年11月8日12時30分ごろA船押船列が浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 約3ノットの西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、大島瀬戸の変針予定場所付近を北進中、船長が前方の漁船に意識を向けて予定どおりの変針を行わなかったことから、潮流により圧流されて大磯灯台西南西方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、大島瀬戸の変針予定場所付近を北進中、船長が前方の漁船に意識を向けて予定どおりの変針を行わなかったため、潮流により圧流されて大磯灯台西南西方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	船長は、本事故後、水路が狭い上、流れの速い場所を通航しないようにした。	